

輸送の安全に関する公表

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の規定に基づき、輸送の安全に関する令和5年度の実績及び令和6年度の計画について、下記のとおり情報を公表いたします。

記

1. 令和5年度 輸送の安全に関する取り組み及び実施結果

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

私達は、安全最優先の意識を高く持ち、安全管理体制の継続的改善を図り、お客様を安全に輸送する責務と使命を再認識し、従業員一人ひとりが関連法令等を遵守して、公共交通事業を担う誇りを持ち、職務を誠実に果たすことで地域社会に貢献する。

(2) 令和5年度 輸送の安全に関する取り組み及び実施結果

○【乗合・貸切（バス）】

①輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 重大な責任事故		(2) 車内人身事故		(3) 有責事故の削減	
目標	結果	目標	結果	目標	結果
0件	1件	0件	5件	10%削減	15.4%増加

※車内人身事故5件に重大な責任事故1件が含まれています。

※有責事故は、過失割合が数%程度の事故及びごく軽微な接触事故等も含まれています。

②自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

死亡事故	重傷事故	車両故障	その他事故
0件	0件	0件	0件

③令和5年度 行政処分

行政処分はありませんでした。

○【乗用（ハイヤー）】

①輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 重大な責任事故		(2) 車内人身事故		(3) 有責事故の削減	
目標	結果	目標	結果	目標	結果
0件	0件	0件	0件	10%削減	60%増加

※有責事故は、過失割合が数%程度の事故及びごく軽微な接触事故等も含まれています。

②自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

死亡事故	重傷事故	車両故障	その他事故
0件	0件	0件	0件

③令和5年度 行政処分

行政処分はありませんでした。

(3) 輸送の安全に係る内部監査の結果及び講じた措置

①是正改善要求

慢性的な運転士不足に対する対策取り組み状況についてヒアリング（質問）を受けました。

②是正改善処置

- ・貸切バスの受注調整などで運転士不足の対応をしており、また今後新たな対策を検討する旨を回答いたしました。
- ・なお、運転士確保について手を尽くしているものの改善に至らないことから、令和6年1月21日より路線バス（一部除く）を「日曜日運休」とすることとし、12月15日に長野運輸支局へ届出書を提出いたしました。

(4) 輸送の安全のために講じた措置

①安全支援装置搭載車を新たに6台導入しました。

- ・ドライバー異常時対応システム（非常ボタン）搭載車6台（路線バス3台、高速バス1台、貸切バス2台）
- ・ドライバーモニターシステム（脇見等の警告）搭載車6台（路線バス3台、高速バス1台、貸切バス2台）
- ・アクティブサイドガードアシスト（左折時巻き込み防止）搭載車3台（高速バス1台、貸切バス2台）
- ・アクティブブレーキアシスト（前方車両・動いている歩行者衝突回避自動ブレーキ）搭載車3台（高速バス1台、貸切バス2台）
- ・車線逸脱警報装置搭載車3台（高速バス1台、貸切バス2台）

②毎月10日、20日、30日を「事故ゼロの日」に設定し、安全意識の向上と事故防止の徹底を図りました。

③社長以下、全社員を対象に、交通安全意識の向上と交通事故防止を図るため、運転記録証明書を取得しました。

④交通安全に深い理解を示し積極的かつ適切な安全運転管理に努めるなど交通事故防止に抜群の貢献をしたとして、長野県警察本部長並びに自動車安全運転センター理事長より金賞を受賞しました。（受賞日10月31日）

⑤第45回プロドライバー事故防止コンクールにおいて職場ぐるみの交通事故防止活動を積極的に推進し優秀な成績を収めたとして優秀賞を受賞しました。（受賞日5月12日）

(5) 輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況

①全社員を対象に教育を実施しました。（8月、12月開催）

②経営幹部による全営業所職場巡視を実施し、点呼執行状況などの確認、指導を行いました。（7月、12月実施）

③経営幹部と各営業所長による添乗指導及び街頭指導を計画的に実施し、各乗務員の運転・接遇内容の指導と監督を行いました。（添乗指導随時実施、街頭指導5月、7月、9月、12月実施）

④本部事故防止委員会の開催、及び各営業所において職場事故防止委員会を開催し、ドライブレコーダーの事故映像及びヒヤリハット情報を分析し事故防止対策を講じました。（本部委員会4月、10月開催）（職場委員会4月、7月、10月、12月開催）

- ⑤「重大事故対応訓練」を長野市消防局と合同で実施しました。(12月実施)
- ⑥安全運転中央研修所での総合研修を3名が受講しました。
- ⑦小学生を対象とした、正しいバスの乗り方教室を12回開催しました。
- (6) 安全管理規程、輸送の安全に係る情報の伝達体制
 弊社ホームページに掲載 <https://www.nagadenbus.co.jp/>
- (7) 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 運転士181名、運行管理者29名、運行管理補助者4名、整備管理者8名、整備管理補助者28名
- (8) 事業用自動車に係る情報
 乗合車両139台、乗合高速車両8台、貸切車両26台、乗用車両25台 合計198台
- (9) 初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について
- ①指導者名(添乗者名)
 田中健一(安全対策室参与)、佐藤智昌(安全対策室課長)、嶋倉仁(安全対策室係長)
- ②指導歴
 弊社では、平成28年に運転士指導教育を担当する安全対策室を新設しました。
- ・田中健一 長年、一般及び職業ドライバーに対して安全運転教育に携わった経験を活かし、運転士に対して教育、指導をしています。
 - ・佐藤智昌 長年の貸切バス運転経験を有し、また統括運行管理者(営業所長)を務めた経験を活かし、運転士の育成、指導をしています。
 - ・嶋倉仁 貸切バスの運転士リーダーを務めた経験を活かし、運転士の育成、指導をしています。
- ③車種区分
- I. 初任運転士：小型車両、中型車両、大型車両
- II. 準初任運転士(貸切、急行、高速バス運転士)：業務内容に応じた大型貸切バスタイプ車両
- ④時期
- I. 初任運転士教習：入社後業務運転する前に実施
 座学指導33時間、実技指導202時間、総計235時間
- II. 準初任運転士教習：大型貸切タイプ車両を業務運転する前に実施
 座学指導15時間、実技指導140時間、総計155時間
- ⑤指導の具体的内容(初任運転士)
- I. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- II. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- III. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- IV. 危険の予測及び回避
- V. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- VI. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- VII. 安全運転の実技
- ⑥実施ルート
- I. 路線バス運転士
- ・配属先営業所エリアに応じたルート設定(弊社ホームページ「路線図一覧」参照)
 - ・長野・須坂エリア、湯田中・中野エリア、飯山・野沢エリア、飯綱町・信濃町エリア
- II. 貸切バス運転士(急行バス、高速バス運転士含む)
- ・急行バス運行エリアに応じたルート設定(志賀高原線、野沢温泉線、タングラム(斑尾高原)線、)
 - ・高速バス運行エリアに応じたルート設定(池袋線、大阪線、新潟線)
 - ・大阪線は迂回路等の下見を含めたトライアル走行を実施
 - ・貸切バスは運転士の運転経験等を基に、各運行エリアのルートを複合的に設定(山間部、高速道等)
 - ・国道18号碓井バイパス(H28.1.15に発生した軽井沢スキーバス事故の現場を実際に運転させると共に、慰霊碑の前で人命を預かるバス運転士としての責務を認識させている。)
- (10) 安全統括管理者に係る情報
 弊社の安全統括管理者 取締役 若林 一男
- 2. 令和6年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み等について**
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 私達は、安全最優先の意識を高く持ち、安全管理体制の継続的改善を図り、お客様を安全に輸送する責務と使命を再認識し、従業員一人ひとりが関連法令等を遵守して、公共交通事業を担う誇りを持ち、職務を誠実に果たすことで地域社会に貢献する。
- (2) 輸送の安全に関する目標
 ①重大な責任事故ゼロ ②車内人身事故ゼロ ③有責事故の削減(10%削減)
- (3) 輸送の安全に関する目標に向けた取り組み
- ①個人指導の強化
- ・事故惹起者及び事故再発者に対する特別指導
 - ・高齢運転者に対する指導
 - ・ドラレコ・デジタコ情報を活用した指導
- ②車内事故防止の強化とお客様サービスの向上
- ・ルームミラーの活用と目視による安全確認の徹底
 - ・マイク放送等を活用した車内安全確保の徹底
 - ・お客様サービスの向上
- ③安全運転中央研修所での総合研修
- ④社長、管理職による職場巡視、街頭指導及び添乗指導の実施
- (4) 安全に関する情報共有方法
- ①事故防止委員会による、事故検証と継続的な改善
- ②収集した安全情報(ヒヤリハット情報含む)の迅速な周知と活用
- ③社員研修会での情報共有

以上